

他の自治体の公文書管理条例に規定されている指定管理者・出資法人等の義務等

自治体	指定管理者				出資法人等					
	規定	指定管理者の措置等		実施機関の措置等		規定	出資法人の措置等		実施機関の措置等	
		努力義務	義務	努力義務	義務		努力義務	義務	努力義務	義務
東京都	(公の施設の指定管理者の文書の管理) 第17条 都の公の施設の管理する指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する文書の適正な管理を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 実施機関は、都の公の施設の指定管理者に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。	○		○		(出資等法人の文書の管理) 第16条 都が出資その他財政支出等を行う法人であって、実施機関が定めるもの(以下「出資等法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、文書の適正な管理を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 実施機関は、出資等法人に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。	○		○	
滋賀県	(指定管理者の文書管理) 第32条 県の公の施設の管理を行う指定管理者は、その保有する文書であって、その管理を行う公の施設に係るものの適正な管理に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 実施機関は、指定管理者において、文書の適正な管理が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。	○		○		(出資法人の文書管理) 第31条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、実施機関が定めるもの(次項において「出資法人」という。)は、当該出資の公共性に鑑み、その保有する文書の適正な管理に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 実施機関は、出資法人において、その性格、業務内容等に応じた文書の適正な管理が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。	○		○	
高知県	(指定管理者の文書管理) 第38条 県が設置する公の施設の指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者の管理する公の施設の業務に関し、その保有する文書の適正な管理に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。	○				(公社等の文書管理) 第37条 県が出資する地方自治法施行令第152条第1項に規定する法人(地方独立行政法人を除く。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。	○			
兵庫県	(指定管理者における文書の管理) 第15条 地方自治法第244条の2第3項の規定により県が設置する公の施設の管理を行う指定管理者は、この条例の趣旨及び当該指定管理者の業務内容に鑑み、当該指定管理者が保有する文書(当該指定管理者が管理する公の施設の管理に係るものに限る。)の適正な管理に関し必要な措置を講じなければならない。 2 実施機関は、前項の指定管理者に対し、同項に規定する必要な措置を講ずるよう指導するものとする。	○		○		(出資法人等における文書の管理) 第16条 県が資本金の出資その他財政支出等をしていない法人(地方独立行政法人等を除く。)であって実施機関が定めるもの(以下この条において「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨並びに当該出資法人等の性格及び業務内容に鑑み、当該出資法人等が保有する文書の適正な管理に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 実施機関は、出資法人等に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。	○		○	
群馬県	(指定管理者の文書管理) 第42条 指定管理者は、その保有する文書であって、その管理を行う地方自治法第244条第1項に規定する公の施設に関するものについて、この条例の趣旨にのっとり、適正な管理に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。	○		○		(出資等法人の文書管理) 第41条 県が出資その他財政支出等を行う法人(県設立地方独立行政法人及び公社を除く。)であって、実施機関が定めるもの(次項において「出資等法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 実施機関は、出資等法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。	○		○	
大阪市	(公の施設の指定管理者の文書の管理) 第14条 大阪府情報公開条例第34条の2第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、本市が設置する公の施設の管理に関する文書を適正に管理するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 本市の機関は、指定管理者が前項に定める措置を講ずるよう必要な指導等の実施に努めなければならない。	○		○		(出資等法人の文書の管理) 第13条 本市の機関及び本市が設立団体である地方独立行政法人は、本市又は本市が設立団体である地方独立行政法人(以下「本市等」という。)が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、又は職員を派遣等を行っている法人(地方独立行政法人等を除く。)であって、市長が定めるもの(以下「出資等法人」という。)の保有する文書を適正に管理されるよう、当該出資等法人に対し必要な指導等の実施に努めなければならない。 2 出資等法人のうち、本市等が行う事務又は事業と特に密接な関係にある法人であって、市長が定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書を適正に管理するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	○		○	
相模原市	(指定管理者の文書の管理) 第34条 指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、本市が設置する公の施設の管理に関する文書を適正に管理するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 実施機関は、指定管理者の前項の文書の適正な管理が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。	○		○		(出資法人等の文書の管理) 第33条 市が出資その他の財政上の援助を行う法人であって、実施機関が定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 実施機関は、出資法人等の文書の適正な管理が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。	○		○	
秋田市	(公的団体の文書管理) 第34条 公的団体(指定管理、出資法人等)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 公的団体は、市長と協議して定めるところにより、自らが保有する歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。 3 市長は、前項に規定する協議による定めに基づき、歴史公文書等について、市長が保存する必要があると認める場合は、当該歴史公文書等を保有する公的団体との合意により、その移管を受けることができる。	○				第34条第1項に規定(左欄)	○			
小布施町	(指定管理者の文書管理) 第27条 町が設置する公の施設の指定管理者(前条第1項の規定の適用を受ける者を除く。以下この条において同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する文書を適正に管理するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。	○		○		(出資法人の文書管理) 第26条 町が資本金等を2分の1以上出資している法人(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書(図画及び電磁的記録を含む。次条第1項において同じ。)の適正な管理に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 実施機関は、出資法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。	○		○	
高松市	(出資法人等の文書の管理) 第9条 市が出資する法人であって、市長が定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人が保有する文書の適正な管理に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、その管理する公の施設の管理に関する業務に係る文書の適正な管理に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 3 実施機関は、出資法人及び指定管理者に対し、前2項の措置を講ずるよう指導するものとする。	○		○		第9条第1項に規定(左欄)	○		○	

自治体	指定管理者				出資法人等					
	規定	指定管理者の措置等		実施機関の措置等		規定	出資法人の措置等		実施機関の措置等	
		努力義務	義務	努力義務	義務		努力義務	義務	努力義務	義務
藤沢市	(法人文書の管理) 第8条 出資法人及び指定管理者は、第3条及び第4条の規定に準じて、その保有する法人文書の適正な管理に関して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 市長は、前項の規定による法人文書の適正な管理が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。	○			○	第8条第1項に規定(左欄)	○			○
豊島区	規定なし					(出資法人等の保有する文書の管理) 第15条 区が出資又は財政的援助を行う法人で区長が指定するもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の適切な管理を行うため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 区長は、出資法人等に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう求めるものとする。	○			○
洪川市	(指定管理者の文書の管理) 第37条 指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、本市が設置する公の施設の管理に関する文書を適正に管理するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 実施機関は、指定管理者の前項の文書の適正な管理が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。	○			○	(出資法人等の文書の管理) 第36条 市が出資その他の財政上の援助を行う法人であって、実施機関が定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 実施機関は、出資法人等の文書の適正な管理が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。	○			○
八王子市	(指定管理者の文書の管理) 第16条 地方自治法第244条の2第3項の規定により市が設置する公の施設の管理を行う法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)は、この条例の趣旨にのっとり当該公の施設の管理に関する文書の適正な管理に関して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。	○			○	(出資等法人の文書の管理) 第15条 市が出資その他の財政支出等を行う法人であって、実施機関が定めるもの(以下「出資等法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり保有する文書の適正な管理に関して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 実施機関は、出資等法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。	○			○
世田谷区	規定なし					(出資法人等の文書の管理) 第15条 区が出資その他の財政支出等を行う法人等であって、区長が別に定めるもの(次項において「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 実施機関は、出資法人等の文書の適正な管理が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。	○			○
茅ヶ崎市	(出資法人等の文書の管理) 第29条 市が出資その他の財政上の援助を行う法人であって市長が定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、市が設置する公の施設の管理に関する文書の適正な管理に関して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	○				第29条第1項に規定(左欄)	○			
熊本市	(指定管理者の文書の管理) 第44条 指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、本市が設置する公の施設の管理に関する文書を適正に管理するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 実施機関は、前項の文書が適正に管理されるよう、指定管理者に対し必要な指導等の実施に努めなければならない。	○			○	(出資法人等の文書の管理) 第43条 実施機関は、本市が出資その他の財政上の援助を行う法人であって実施機関が定めるものの保有する文書が適正に管理されるよう、当該法人に対し必要な指導等の実施に努めるものとする。				○

鳥取県情報公開条例

※情報公開条例において、実施機関に指定管理者を含む。 公文書管理条例においては、実施機関に指定管理者を含まない。

<p>(公文書の管理) 第40条 実施機関(全部出資法人及び指定管理者を除く。)は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、鳥取県公文書等の管理に関する条例の規定に基づき、公文書を適正に管理しなければならない。 2 全部出資法人及び指定管理者は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の管理に関する規程を設けるとともに、公文書を適正に管理しなければならない。</p>
